

参考資料

秋田県農山村ふるさと保全検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中山間地域をはじめとする農山村地域が有する多面的機能の良好な発揮や、農地等の保全・利活用に係る地域住民の共同活動等、農山村地域の活性化及び振興対策の推進を図るため、「中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱第7の1」、「中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱第7の1」、「日本型直接支払推進交付金実施要綱（別紙1）第1の3」、「同要綱（別紙2）第1の3」及び「同要綱（別紙3）第1の3」に基づき、秋田県農山村ふるさと保全検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業等に関すること。（詳細は別紙）
- (2) 日本型直接支払交付金に関すること。（詳細は別紙）
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、学識経験者等から構成する。

2 委員の任期は、2年を原則とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に事故ある時や本人の申し出により欠員が生じた場合は、その委員を補欠することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故ある時又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、秋田県農林水産部長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、農林水産部農山村振興課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

(別紙)

1. 秋田県農山村ふるさと保全検討委員会の審議事項

(1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業

- ・保全対策事業の実施計画・実施結果に関する審議
- ・棚田基金事業の実施計画・実施結果に関する審議

(2) 日本型直接支払交付金

1) 多面的機能支払交付金

- ・実施状況の点検
- ・組織の取組の評価等

2) 中山間地域等直接支払交付金

- ・知事特認基準の審査・検討
- ・市町村対象農地の地域指定の評価
- ・直接支払の実行状況の点検

3) 環境保全型農業直接支払交付金

- ・直接支払の実行状況の点検
- ・農業者団体等の取組の評価